

詳報したので原案は上池の如く処理された

### 第三分科委員会

日時 十月十六日午後二時 — 同四時三十分

出席 二十一名 欠席 ナシ 委員長 田万清臣 書記 丹波金太郎

幹事 岡村良造 高橋涉 鹿嶽欽也 根上孝作  
特別分科委員会委員 静田錦波 阪本鉄二 味久木郎

議長 提案者の説明と気分  
第六号議案 屋外物件者災害扶助法改正並に適用範囲拡大に関する件

此の草案は日本運輸交通労働組合と東京地方自由労働者組合の共同提出のため先づ日本運輸労働者組合に東京地方自由労働者組合より説明があることと思ふから簡単に説明したい  
理由は該案書の如くですが自分等として是非改正して欲しいと思ふものは

一、扶助法第一条の改正 (扶助法適用制限の撤廃)  
行政官庁は命令の定むる所に依り事業の行はるる場所に於ける危害の防止又は衛生に必要なる事項と事業主又は労働者に命ずる事を得とあるを労働者に命ずるとある部分

を削除すること  
二、扶助法施行令第三条全項を廢したい。

三、扶助法適用範囲、制限があるから此各項の全部を改正したい  
四、扶助法施行令第三条撤廢

五、扶助法附則の改正  
扶助法附則もつと増加して欲し(最高五百四十日 最低二十日)

六、扶助法附則の改正  
扶助法附則もつと増加して欲し(最高五百四十日 最低二十日)